

特集 教員のなり手がいない

教員の長時間労働が深刻です。4月に公表された実態調査では、平日の勤務時間は公立小学校教諭で11時間23分、公立中学校教諭で14時間33分でした。

授業以外に、登下校の見守り、部活動の指導、保護者への対応、GIGAスクール構想に伴う新たな仕事の負担等々により、勤務時間を過ぎても仕事を続けることが常態化しています。

教育現場は「ブラック職場」と揶揄されるほど過酷な状況で、病休者の高止まり、定年を待たず退職したり、採用されても数年を経ずに職場を離れる若手教員が増えています。今、教員志望者が減少し、必要とする教員数を確保できず、新年度になっても学級担任が見つからない状況が生まれています。

こうしたなか、中教審の特別部会は、多すぎる授業時数の改善、学校行事の簡素化、スクールサポートスタッフ（教員業務支援員）の拡充など、教員の長時間労働で緊急提言をまとめました。しかし、反応は「中身は既視感のある項目が並び、過酷な残業をこなしている学校現場からは落胆の声が漏れる」（新潟日報 8月29日）でした。

一方、教員確保のために、教員採用試験の試験日前倒しや試験科目の軽減を図ることが行われています。

新潟県教育委員会は、23年度実施の小学校教員採用試験で、筆記試験を従来の5教科から2教科に減らし、教員のなり手不足を解消しようとした。しかし、志願者数は、昨年度の412名に対し今年度372名と増えませんでした。

こうした文科省の「教員の働き方改革」での実効性や教員採用試験の緩和による「教員のなり手不足」解消は期待できません。

長時間労働が常態化している一因は、超勤4項目―校外実習、学校行事、職員会議、災害対応以外は、残業ではなく、教員の自主的な勤務であるとして、「残業代不支給」で「定額働かせ放題」を容認している「給特法」です。文科省は残業代をきちんと支給するよう「給特法」見直しをすることが必要です。

さらに、文科省がやるべきことは、教員の定数改善です。これこそ教員の残業を減らす根本的な方策です。若い教員から「いま抜本的改善をしないと全国の学校は崩壊します。あとから騒いでも間に合いません」と率直な意見が寄せられています。

今号では、「ブラック職場」の実態をあらためて検証するとともに、困難な状況下でも教員を続けている若手教員の思いや希望を共有したい。（編集部）